

令和 6 年 3 月市議会定例会追加提出議案その 2

八 尾 市

議案第50号

八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正の件

八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第39号）等の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年3月25日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正により、職員の配置基準を改めるにつき、関係条例の一部を改正するものである。

八尾市条例第 号

八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年八尾市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

(八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年八尾市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項の表満3歳以上満4歳未満の園児の項中「20人」を「15人」に、同表満4歳以上の園児の項中「30人」を「25人」に改める。

(八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第3条 八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成30年八尾市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表満3歳以上満4歳未満の子どもの項中「20人」を「15人」に改め、同表満4歳以上の子どもの項中「30人」を「25人」に改める。

(八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改

正)

第4条 八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第27条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第36条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

第38条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第26条の改正規定並びに第4条中八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第27条及び第38条の改正規定は、公布の日から施行する。

（八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 保育士又は保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても、なおその効力を有する。

（八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第9条第3項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第9条第3項の規

定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

（八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 子どもに対する教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

（八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第4条の規定による改正後の八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

議案第51号

八尾市監査委員を選任するについて同意を求める件

次の者を八尾市監査委員に選任するについて、市議会の同意を求める。

令和6年3月25日提出

八尾市長 山 本 桂 右

記

(常 勤)

氏 名 浅 川 昌 孝

理 由

八尾市監査委員吉川慎一郎氏の任期が来る令和6年3月31日をもって満了するので、上記の者を選任するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、本案を提出する次第である。

議案第52号

八尾市監査委員を選任するについて同意を求める件

次の者を八尾市監査委員に選任するについて、市議会の同意を求める。

令和6年3月25日提出

八尾市長 山 本 桂 右

記

(非常勤)

氏 名 木 虎 孝 之

理 由

八尾市監査委員八百康子氏の任期が来る令和6年3月31日をもって満了するので、上記の者を選任するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、本案を提出する次第である。

令和 6 年 3 月市議会定例会追加提出議案その 2

令和 6 年 3 月発行（R 5－212）

八尾市総務部政策法務課